



本広報の中に、次の重要なお知らせが掲載されていますのでご確認ください。

- 1 令和6年度 三川町農地参考賃借料、農作業参考賃金・料金
- 2 令和6年度他 中間管理事業の受付期間
- 3 中間管理事業の利用に係る手数料徴収

左記以外の Contents

- ▶ 農業委員会活動報告
- ▶ 農地を転用するときは、農地法の許可が必要です
- ▶ 農業者年金で安心して豊かな老後を
- ▶ 全国農業新聞購読のススメ

農業委員会活動報告

農地パトロール

齋藤 俊介（竹原田）

毎年農業委員会では、農地法で定められている農地パトロールを実施し、農地の違反転用、遊休農地の発生防止、農地転用許可後の現地確認などをし、問題のあった箇所については改善を求める等の措置を行っています。

適正な管理がなされず荒れてしまった農地は、病害虫の発生や有害鳥獣の隠れ家となる恐れがあります。また、雑草や雑木が繁茂すれば、復元するまでに大変な費用や労力もかかります。

地域の大切な優良農地を守り、次世代へ引き継いでいくためにも、適正管理と有効活用をお願いします。



女性農業委員として

大川 里美（上町）

山形県農業委員会女性の会が設立されてから13年が経過し、令和5年7月現在では77名の会員数となりました。女性農業委員としてZoomによる研修会や対面での会議出席、意見交換等、交流を深めつつ更なるスキルの向上を目指してまいりました。

「地域計画」のサポートや、担い手育成を女性目線で考え、行動し、農業のマッチングアプリなどを活用しながら「6次産業化」がスムーズにできるようになれば、農業はもっともっと楽しいものになると思います。



三川町農業講演会

石栗 聡（横川）

農業委員会では、毎年皆様の農業経営に役立つ講演会を開催しております。昨年は11月27日、なの花ホールにおいて三川町農業講演会を開催しました。講演会には農業関係者36名が参加し、「情報を利用したこれからの水田の土づくり戦略」と題して、ファーム・フロンティア会長 藤井弘志氏より、また農業者年金の仕組みについて、山形県農業会議の柴崎憲一氏より講演いただきました。

講演では、令和5年の酷暑がどのように米質低下を招いたのかを客観的データを用いて分かりやすく説明していただき、酷暑でも上質な米を生産する技法を教えてくださいました。また農業者年金は、加入と脱退が任意の少子高齢化に強い積立方式で、運用利回りや税制優遇面でも優れているとのこと、詳細は次ページのとおりで。私と同世代の三川町内の農業者も多数加入しており、こんなに良い制度はそうそうないと評判です。

今話題のiDeCoと同じ確定拠出型である農業者年金に加入をご希望の方は、農業委員会またはJAにお問い合わせください。

令和6年度 三川町農地参考賃借料

・下記は、**あくまでも参考の金額**です。

実際の金額は、圃場条件等を勘案し、委託者・受託者双方で協議の上、決定してください。

農地の区分	参考賃借料（転作を含む） 10aあたり
田 共済引受13等級 (580Kg)	11,000円
畑	2,000円

土地改良区の賦課金について

・一般賦課金（維持管理費分）
……借り手の負担

・特別賦課金（事業費分）
……貸し手の負担

賃借料の額の算定の基礎となる水田面積は、登記簿の面積です。

(共済組合の引受面積ではありません。)

令和6年度 三川町農作業参考賃金・料金

・下記は、**あくまでも参考の金額**です。

実際の金額は、委託者・受託者双方で協議の上、決定してください。

・畑作業の金額は設定していません。下記を参考に協議の上、決定してください。

作業賃金	区 分		基準単位	金額	備考
		オペレーター		1時間あたり	1,520円
一般作業		甲	1時間あたり	1,300円	基幹的な作業
		乙	1時間あたり	1,100円	補助的な作業

機械作業等請負料金	作業名	基準単位	金額 (消費税込み)	備考
	耕起	10aあたり	7,100円	施肥付きについては1,000円増 肥料代は別途料金
	代かき	10aあたり	7,900円	
	育苗	1箱あたり	760円	10aあたり25箱使用を基準とする 種子代及び箱剤使用の場合は別途料金
	田植	10aあたり	9,000円	側条施肥田植は1,300円増 肥料代は別途料金
	田植(直播)	10aあたり	6,700円	湛水直播(条播) 種子代、コーティングは別途
	草刈	1時間あたり	2,900円	背負式、自走式は問わない
	作溝	10aあたり	2,400円	3m間隔(1回)
	薬剤等散布	10a1回あたり	1,300円	動力散布とする場合 薬剤費は別途料金
	コンバイン	10aあたり	20,500円	もみ運搬料を含む
	機械乾燥	60kgあたり	1,260円	
	糶摺調製	60kgあたり	670円	
	畦塗	1mあたり	30円	

令和6年度他 中間管理事業の受付期間について

1 受付期間

令和6年2月～3月 及び 令和6年度の受付期間は左記のとおりですので、期間内に申し込みをお願いします。

令和6年2月1日(木)～令和6年3月29日(金) 及び 令和6年8月1日(木)～令和6年11月29日(金)まで



R.6	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	R.7	1月	2月	3月
2/1 から 3/29まで			中間管理事業 受付期間									8/1 から 11/29まで			
R.6年3月30日～R.6年7月31日 受付期間外												R.6年11月30日～R.7年3月31日 受付期間外			

- 令和7年度の水稻生産実施計画書（野帳・共済台帳）に反映（印刷）させるには、**令和6年9月20日（金）までの申込み**が必要です。
- 右記日の翌日からの申込みの場合は、**手書きでの修正**となります。

2 令和6年8月以降に申請受付した賃貸借料は

令和7年11月から第1回目の精算が始まります。

令和6年分は中間管理事業では**行いませんので、従来通りに**

精算をお願いします。

3 その他

- 中間管理事業を利用しない相対契約（出し手・受け手の直接契約）は、**随時受付中**です。
- 三川町以外の農地**については、その農地がある市町村での手続きとなります。

農地を転用するときは、農地法の許可が必要です!

農地を農地以外の用途にかえて使うことを「**農地転用**」といい、農地法の許可が必要です。農地転用の計画がある場合は、農業委員会事務局まで**事前相談**をお願いします。

【この場合も許可が必要です】

資材置場にしたい



青空駐車場にしたい



農業用の施設を建てたい



※自己所有農地に2a未満の農業用施設を建てる場合は許可を要しないこととなっていますが、まずは農業委員会にご相談ください。

農業者年金で安心して豊かな老後を!

詳しくは下記で検索

農業者年金基金 動画コーナー

老後の備えは国民年金プラス農業者年金が基本です。あなたの老後生活への備えは十分ですか? 農業者年金は農家のことを知りつくした農家のための年金制度です。

次の要件を満たす方なら
どなたでも加入できます

年間60日以上農業に従事

国民年金第1号被保険者
国民年金保険料納付免除者を除く

65歳未満
60歳以上は、国民年金の任意加入被保険者

農業者年金の3つのメリット

メリット1 女性に優しい

- 奥様も単独で入れます。
- 女性農業者の長い老後をしっかりサポートします!
- 女性農業者の老後の安心は自分で確保
- 家族経営協定で保険料の国庫補助も

メリット2 若年層には手厚い政策支援(保険料補助)

- 国民年金第1号被保険者等の農業者年金への加入要件に加え、
- 39歳までに加入
 - 農業所得が900万円以下
 - 認定農業者で青色申告者等
- を満たせば受けられます。

メリット3 税制面で大きな優遇

- 支払った保険料は全額が社会保険料控除の対象となります。



全国農業新聞購読のススメ

全国農業新聞は、農業者の視点でお届けする週刊の農業総合専門紙です。

- 月4回金曜日発行
- 購読料 月700円(消費税込)

農業者の視点でお届けします

- ① 特徴のある週刊新聞 ……> 解説に力点を置いた企画編集とニュース報道
- ② 時代に鋭く斬り込む ……> 農政・農業・農村の動き、問題をタイムリーに
- ③ 経営に役立つ ……> 知っておきたい経営・流通情報と経営マインド
- ④ 紙面はオールカラー、8ページ ……> より「見やすく!」「分かりやすく!」を追求
- ⑤ 読みやすく親しみやすい ……> 地方版や鳥獣害対策が充実

詳しくは農業委員会事務局へお気軽にお問合せください

令和7年から農地中間管理事業のご利用には『手数料』のご負担をお願いします

1、経緯

農地中間管理事業の運営に係る経費が年々増加しており、将来に向けて持続的・安定的に事業をご利用いただけるよう、利用者の皆様に一部ご負担をお願いすることといたしました。

2、手数料徴収となる契約

三川町では、令和6年4月以降に中間管理事業の利用申出（新規契約、契約期間満了後の再契約など）があったものが徴収対象となります。

なお、令和6年3月以前に契約や利用申出をしたものは、令和7年以降もその契約期間が満了するまでの間は、徴収の対象となりません。

3、手数料徴収の開始時期

令和7年11月より毎年 （令和6年は徴収を行いません）

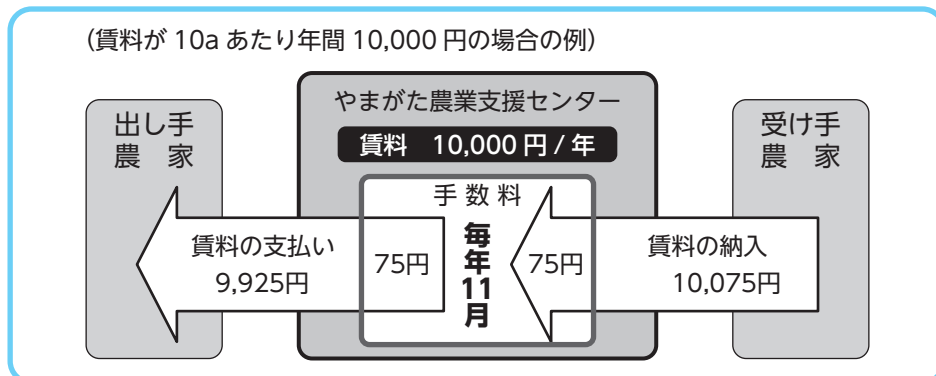
4、手数料額

賃貸借料 × 0.75%

5、手数料の徴収方法

農地の所有者 毎年11月の賃料受取りの際、手数料を差し引いて口座振込します。

農地の耕作者 毎年11月の賃料支払いの際、手数料を上乗せして口座引落します。



なにとぞ皆様のご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

ご不明な点等ございましたら、やまがた農業支援センター
(023-631-0697)、又はセンターのホームページをご覧ください。

センターホームページ
二次元コード



あしがき



地球温暖化から沸騰化の到来。こう呼ばれている世界的な異常気象。昨年は日本でも気象観測史上、最高を記録する猛暑に見舞われた。

管内では、先人たちが植林した森からの恵みもあり、大きな水不足には至らなかったものの、稲、大豆、枝豆、柿やネギ等、多くの農作物に収穫量の減少や品質低下の被害が発生した。

どのような対策や肥培管理が有効であったのか具体的なものはまだ不詳だが、新しい年に期待を込め、「心機一転」して春作業に当たりたいものだ。

編集長 恩田 明雄（土口）